

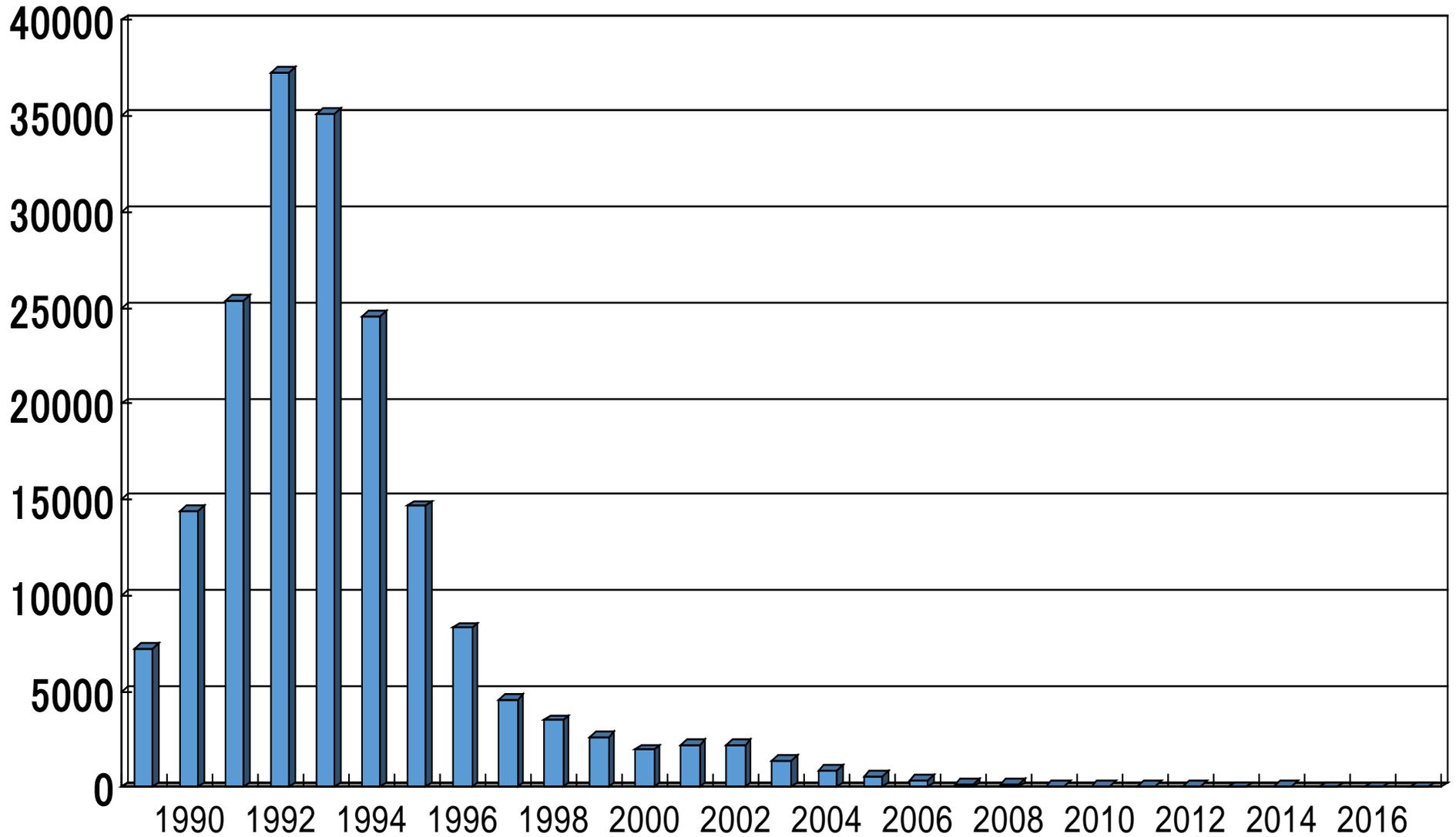
米国、カナダ及びアイルランドに係る食品健康影響評価の基本情報

(食品安全委員会事務局まとめ)

【暫定版】

1. 世界におけるBSEの現状

世界におけるBSE発生頭数の推移①



資料は、2018年3月末現在のOIEウェブサイト情報及びEFSA情報に基づく。

世界におけるBSE発生頭数の推移②

	1992	...	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	...	1,389 (9)	878 (7)	561 (8)	329 (10)	179 (14)	125 (11)	70 (11)	45 (8)	29 (7)	21 (9)	7 (5)	12 (9)	7 (4)	5 (4)	4 (4)	190,678 (130)
欧州 (英国を除く)	36	...	772 (8)	529 (7)	327 (5)	199 (6)	106 (9)	83 (9)	56 (10)	33 (7)	21 (5)	16 (7)	4 (4)	10 (8)	4 (3)	5 (4)	3 (3)	5,987 (105)
(フランス)	0	...	137(4)	54(1)	31(1)	8(2)	9(2)	8(5)	10(4)	5(3)	3	1(1)	2(2)	3(3)	0	4(3)	0	1,030(35)
(オランダ)	0	...	19(1)	6	3	2	2	1	0	2(1)	1	0	0	0	0	0	0	88(4)
(アイルランド)	18	...	183	126	69	41	25	23	9	2(1)	3(1)	3	1(1)	0	1	0	1(1)	1,657(5)
(ポーランド)	0	...	5	11(2)	19(2)	10(2)	9(2)	5	4(1)	2	1(1)	3(2)	1(1)	0	0	0	0	74(14)
(スウェーデン)	0	...	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)
(ノルウェー)	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1(1)
(デンマーク)	1	...	2	1(1)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16(1)
(スイス)	15	...	21	3(1)	3	5	0	0	0	0	2	1(1)	0	0	0	0	0	467(2)
(リヒテンシュタイン)	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
(イタリア)	0	...	29(1)	7	8	7	2(1)	1	2(1)	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	144(5)
(オーストリア)	0	...	0	0	2	2	1(1)	0	0	2(2)	0	0	0	0	0	0	0	8(3)
英国	37,280	...	611	343	225 (2)	114 (1)	67 (4)	37 (2)	12 (1)	11 (1)	7 (2)	3 (1)	3 (1)	1	2 (1)	0	0	184,627 (16)
米国	0	...	0	0	1(1)	1(1)	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	0	1(1)	4(4)
カナダ	0	...	2 ^{(*)1}	1	1	5(1)	3(1)	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	21 ^{(*)2} (2)
ブラジル	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1(1)	0	0	0	2(1)
日本	0	...	4(1)	5	7	10(2)	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36(2)

資料は、2018年3月末現在のOIEウェブサイト情報及びEFSA情報に基づく。括弧内は非定型BSEで内数。

※1:うち1頭はアメリカで確認されたもの。

※2:カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

2. 米国、カナダ及びアイルランド におけるBSEの現状について

(厚生労働省から提出された追加資料の概要)

各国における輸入規制、飼料規制及びBSEサーベイランスの経緯①

2000年まで

	米国（米）	カナダ（加）	アイルランド（愛）
1988年		米国産を除く全ての国から肉粉、骨粉及び血粉を輸入禁止	
1989年	英国から生体牛の輸入禁止（7月） 英国から反すう動物由来肉骨粉の輸入禁止（11月）		BSEを通報対象疾病に指定（4月） 1988年7月以前生まれの英国産牛の輸入禁止（7月）
1990年	24月以上の中枢神経症状を呈する牛や歩行困難牛を対象としたサーベイランスを開始（5月）	英国及びアイルランドから生体牛の輸入禁止	反すう動物用飼料としての肉骨粉の使用を禁止（8月）
1992年		中枢神経症状を呈する牛や歩行困難な牛等の高リスク牛を対象としたサーベイランスを開始	
1994年		BSE発生国から生体牛の輸入禁止	
1996年		BSE清浄国と認定した国以外からの生体牛及び反すう動物由来原料を含む飼料の輸入禁止	BSE陽性牛の同居牛、コホート牛等のサーベイランスを開始 英国から生体牛及びほ乳動物由来肉骨粉の輸出禁止 ほ乳動物由来肉骨粉を用いた豚・鶏用飼料の製造に対し許可制を導入（10月）
1997年	欧州から生体牛及び反すう動物由来肉骨粉の輸入禁止 ほ乳動物由来たん白質（豚、馬由来たん白質等を除く）の反すう動物への給与を禁止（8月）	ほ乳動物由来たん白質（豚、馬由来たん白質等を除く）の反すう動物への給与を禁止（8月） BSE清浄国と認定した国以外からの反すう動物由来のレンダリング製品の輸入禁止	
1998年		BSE清浄国と認定した国以外からの反すう動物の輸入禁止（4月）	ポルトガルから生体牛及びほ乳動物由来肉骨粉の輸出禁止
2000年	BSEリスク国から豚、鳥類、魚粉以外の動物性たん白質の輸入禁止（12月）	BSE清浄国と認定した国以外からの全動物由来のたん白質含有製品の輸入禁止	

※ 輸入規制は緑字、飼料規制は赤字、サーベイランスは青字で示す。

■ 各国における輸入規制、飼料規制及びBSEサーベイランスの経緯②

2001年以降

	米国（米）	カナダ（加）	アイルランド（愛）
2001年	日本から生体牛及び反すう動物由来肉骨粉の輸入禁止		EU域外からの生体牛輸入についてBSEステータス分類に応じた輸入条件を適用 家畜飼料用の加工動物性たん白質の輸入禁止 30月超の健康と畜牛及び24月超の緊急と畜牛の検査を開始（1月） 動物由来たん白質の全ての家畜への給与を禁止（1月） 24月超の死亡牛の検査を開始（6月）
2002年		と畜場到着時死亡牛、緊急と畜牛及びダウン牛をサーベイランス対象に追加	
2003年	カナダから生体牛及び反すう動物由来肉骨粉の輸入禁止		
2004年	BSE有病率の把握を目的とした約2年間の拡大サーベイランスを実施（6月）	30月超の死亡牛、ダウン牛、瀕死の牛及び病気の牛並びに臨床症状牛を対象に、約3万頭/年のサーベイランスを開始	ポルトガルからの生体牛の輸出禁止を解除
2005年	カナダからの生体牛の輸入禁止を条件付で解除	BSEリスクステータスに応じた生体牛及び肉骨粉の輸入を開始（12月）	
2006年	全月齢のBSE臨床症状牛等、30月以上の歩行不能牛等の高リスク牛を対象に、約4万頭/年のサーベイランスを開始（7月）		英国からの生体牛の輸出禁止を条件付で解除
2007年		全ての家畜用飼料へのSRMの使用を禁止（7月）	
2009年	動物飼料への牛由来の禁止原料（CMPAF）として、30月以上の牛の脳・脊髄等の使用を禁止（10月）		健康と畜牛、緊急と畜牛及び死亡牛の検査対象月齢を48月超に引上げ（1月）
2011年			健康と畜牛の検査対象月齢を72月超に引上げ（7月）
2013年	BSEリスクステータスに応じた生体牛及び肉骨粉の輸入を開始（12月）		健康と畜牛の検査を廃止（3月）

各国の飼料規制の概要(2018年4月現在)

		給与対象動物					
		日本		米国・カナダ		EU (アイルランド)	
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏
肉 骨 粉	反すう動物	×	×	×	○	×	×
	SRM (注)	×	×	×	×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

(注) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

○：使用可、×：使用不可

■ 各国の牛肉等のSRM及び食肉処理

	米国（米）	カナダ（加）	アイルランド（愛）
特定危険部位（SRM）*	<ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節 ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節 ・全月齢の回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む） ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜
	<p>※日本に輸入される牛肉については、以下の範囲のSRMの除去が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。） 		
ピッシング等	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・圧縮空気・ガス注入式のスタンニング禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・圧縮空気・ガス注入式のスタンニング禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・圧縮空気・ガス注入式のスタンニング禁止
と畜前検査	実施している。中枢神経症状が疑われる症状牛等とはと畜禁止。	実施している。中枢神経症状が疑われる症状牛等とはと畜禁止。	実施している。中枢神経症状が疑われる症状牛等とはと畜禁止。
機械的回収肉（MRM）	製造されているが、日本向けには製造禁止	製造されているが、日本向けには製造禁止	製造禁止（EU規則及び国内法）
（参考）OIEリスクステータス	無視できるリスクの国	管理されたリスクの国	管理されたリスクの国

* 国際獣疫事務局（OIE）は、管理されたリスクの国に対し、以下を非貿易物品として定めている

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部

■ 各国のサーベイランスの実績

■ 米国

- 成牛（24か月齢超）の飼養頭数：約4,390万頭
(2017年)
- サーベイランスの実績（2016年時点）
OIEのタイプAサーベイランスの水準を満たす

年*	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床症状牛
2010	0	28,827	13,099	2,375
2011	0	27,361	10,849	2,270
2012	0	30,050	9,532	2,494
2013	0	30,761	9,732	2,598
2014	0	30,337	9,078	1,876
2015	0	32,676	6,827	1,399
2016	0	20,539	4,623	1,402

* 2010年については前年10月～9月。2011年以降は要確認。

■ カナダ

- 成牛（24か月齢超）の飼養頭数：約497万頭
(2017年)
- サーベイランスの実績（2015年時点）
OIEのタイプAサーベイランスの水準を満たす

年	リスク牛（4Ds**）
2010	35,655
2011	33,458
2012	27,389
2013	31,126
2014	27,416
2015	26,220
2016	

** 4Ds: dead, down, dying and diseased animals over 30 months of age

■ アイルランド

- 成牛（24か月齢超）の飼養頭数：約134万頭
(2016年)
- サーベイランスの実績（2016年時点）
OIEのタイプAサーベイランスの水準を満たす

年***	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床症状牛
2010	327,135	63,692	762	35
2011	284,867	52,468	1,060	22
2012	232,455	56,482	32	17
2013	81,394	73,477	959	10
2014	3	47,785	818	13
2015	0	51,271	988	12
2016	0	58,575	339	17

*** 2010～2011年については1月～12月。

2012～2014年については前年11月～10月。

2015～2016年については前年10月～9月

※ タイプAサーベイランス：成牛10万頭当たり1頭のBSEを信頼水準95%で検出可能
タイプBサーベイランス：成牛5万頭当たり1頭のBSEを信頼水準95%で検出可能

OIEコードでは、Aサーベイランス及びタイプBサーベイランスの実施が、
それぞれ管理されたリスクの国及び無視できるリスクの国の認定の条件とされている。

各国において確認されたBSE症例に関する情報

◎直近11年に出生した牛における定型BSE症例（2018年3月末現在）

国	出生年月	確認年月	月齢	区分	出生年月からの経過期間
米	発生なし				
加	2009年3月	2015年2月	70か月齢	ダウンナー牛	9年
愛	2010年1月	2015年6月	65か月齢	死亡牛	8年2か月

（参考）非定型BSE症例

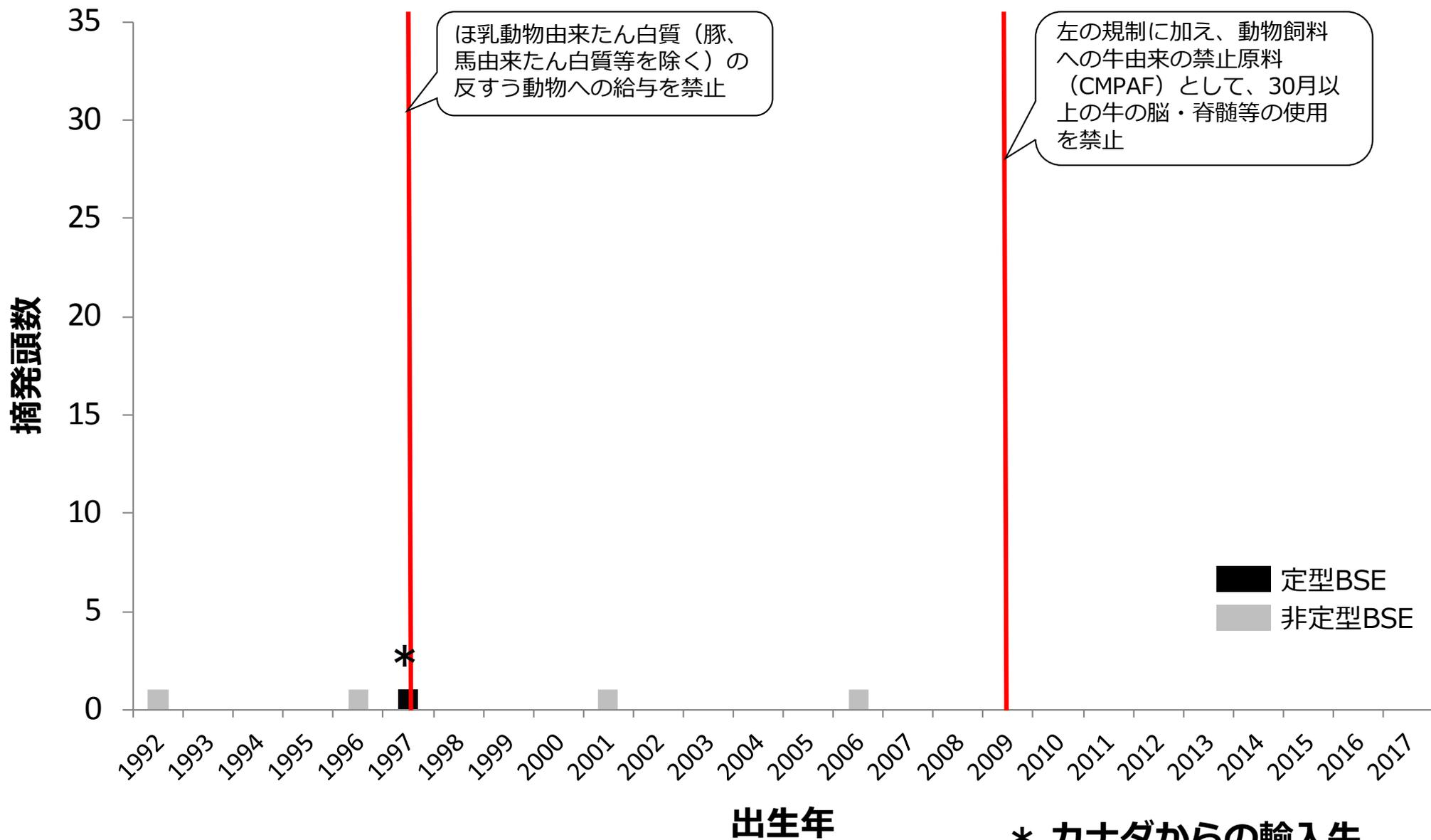
- 米・・・4例（米国産牛でのBSEの発生は全て非定型BSE）
 - ① 出生不明、2005年6月死亡（約12歳齢）、H型
 - ② 出生不明、2006年3月死亡（約10歳齢）、起立不能、H型
 - ③ 2001年9月出生、2012年4月死亡、死亡牛、L型
 - ④ 2006年出生、2017年7月死亡（11歳齢）、死亡牛、L型

- 加・・・2例
 - ① 出生不明、2006年7月死亡（16-17歳齢）、歩行困難牛、H型
 - ② 1994年3月出生、2007年12月死亡、病畜、L型

- 愛・・・5例
 - ① 1991年出生、2002年死亡、死亡牛、H型
 - ② 1994年6月出生、2010年9月死亡、健康と畜牛、H型
 - ③ 1997年2月出生、2011年5月死亡、死亡牛、H型
 - ④ 1998年5月出生、2013年3月死亡、死亡牛、H型
 - ⑤ 1998年3月出生、2017年1月死亡、死亡牛、L型（OIE情報）

米国における出生年別摘発状況

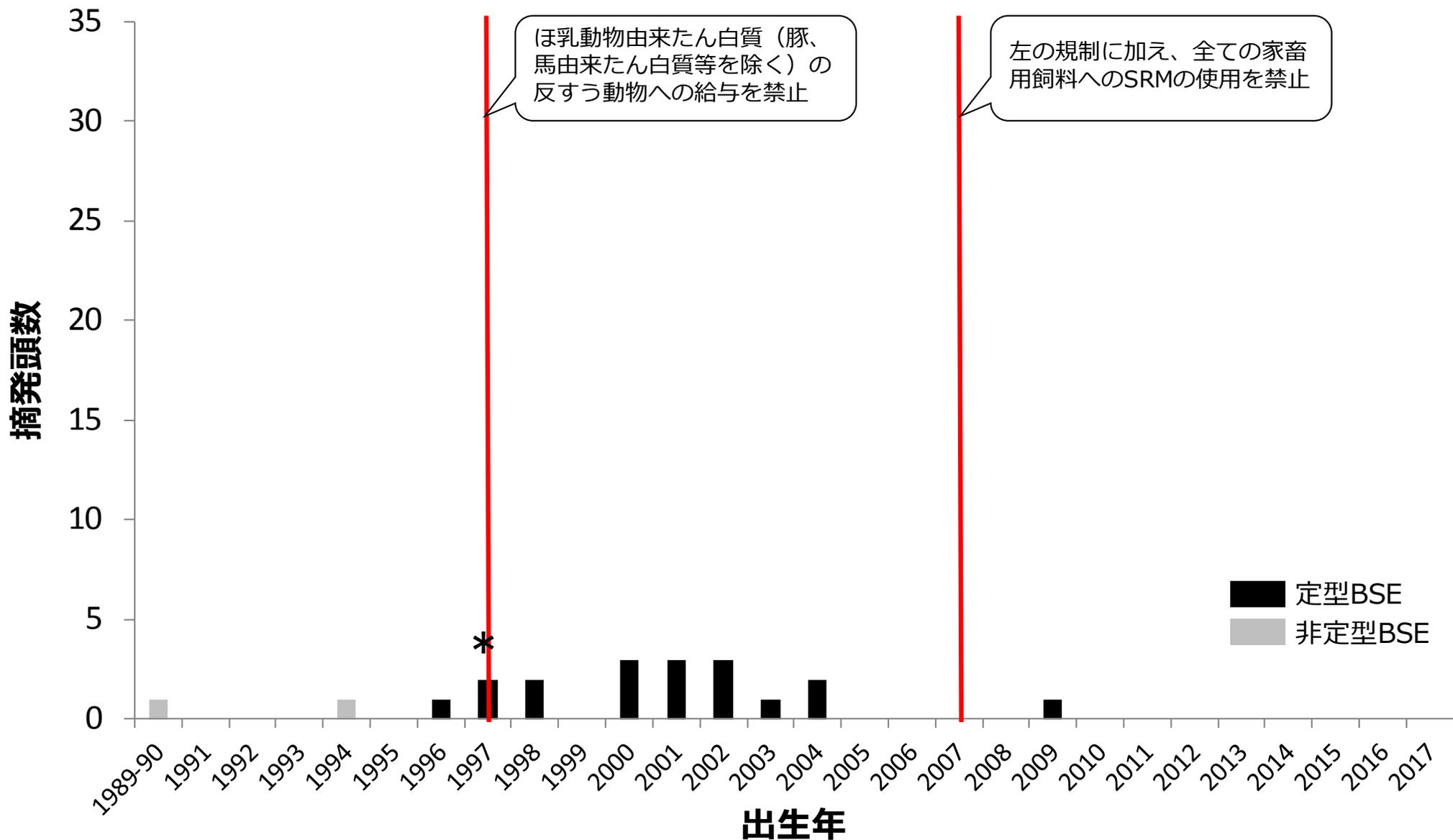
摘発頭数：5頭（カナダからの輸入牛含む）



* カナダからの輸入牛

カナダにおける出生年別摘発状況

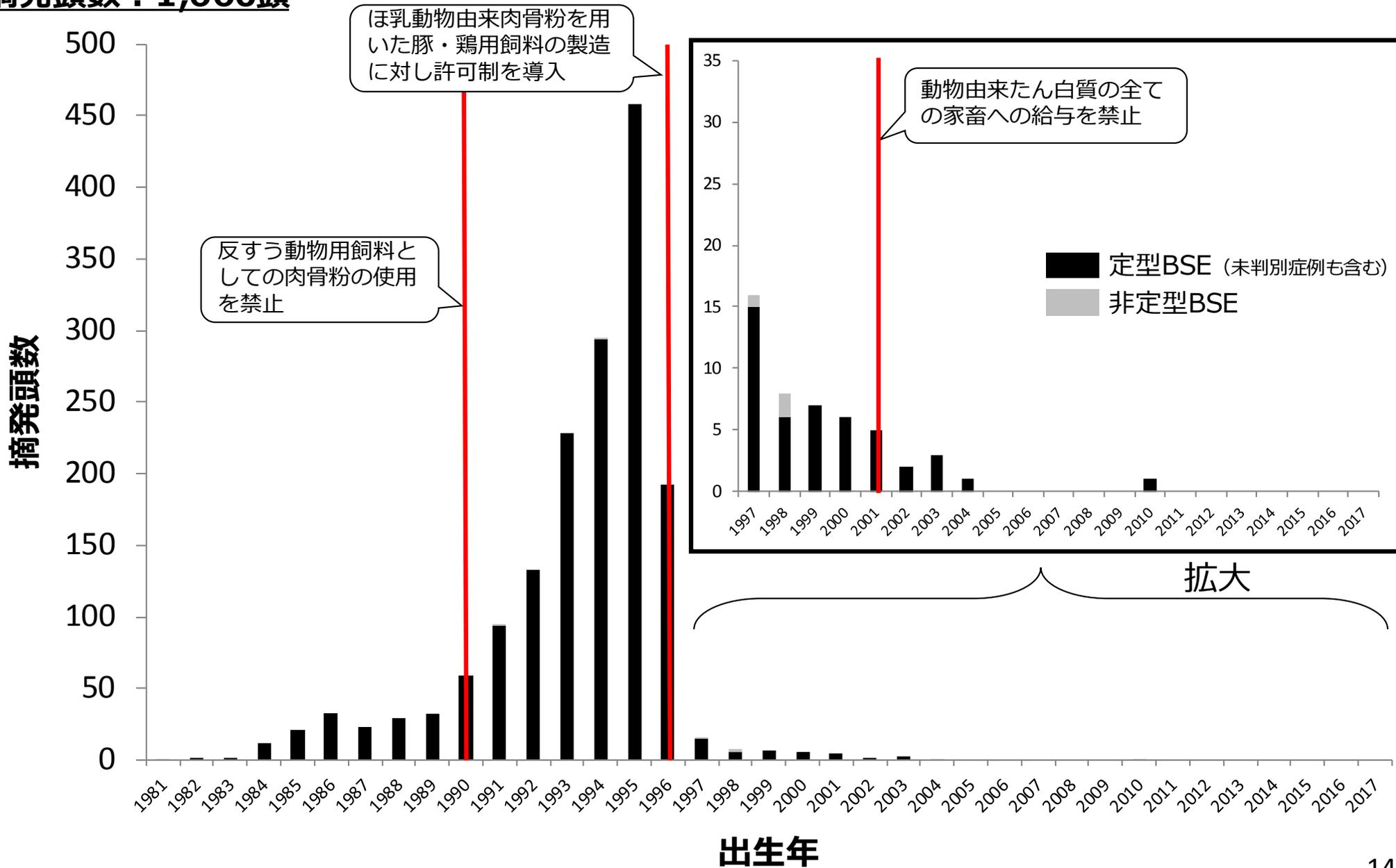
摘発頭数：20頭（米国で確認された牛1頭を含む）



* 米国で確認されたカナダからの輸入牛1頭を含む

■ アイルランドにおける出生年別摘発状況

摘発頭数：1,660頭



■ 各国における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生状況

■ 米国・・・4例のvCJD症例が報告

- 2例は英国滞在中にばく露されたと考えられている。
- 1例はサウジアラビアでばく露されたと考えられている。
- 1例はレバノン、クウェート、ロシア等に滞在歴があり、米国外でばく露されたと考えられている。

■ カナダ・・・2例のvCJD症例が報告

- 1例は英国滞在中にばく露されたと考えられている。
- 1例はサウジアラビア、アラブ首長国連邦、英国等に滞在歴があり、カナダに移住後間もなく発症していることから、カナダ国外でばく露されたと考えられている。

■ アイルランド・・・4例のvCJD症例が報告

- 2例は英国滞在中にばく露されたと考えられている。
- 残りの2例は英国への渡航歴なし。

1981-2005 (M, 24歳) 及び1986-2006 (M, 20歳)